

News Release

2019年9月30日
近江タクシー株式会社

消費税率引き上げに伴うタクシー運賃改定について

近江タクシー株式会社（本社：滋賀県彦根市、代表取締役：磯谷 淳）では、2019年9月11日に近畿運輸局へ運賃変更の届出（湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏、湖北交通圏、大津市域交通圏）及び変更認可申請（甲賀交通圏、湖西交通圏）を行いました。

これを受けて、下記のとおり改定後の運賃をお知らせいたします。
詳細は、以下のとおりです。

記

1. 変更理由
2019年10月1日に実施される消費税率引き上げによるもの。
2. 実施概要
 - (1) 運賃変更予定日 2019年10月1日（火）
 - (2) 変更内容

<大津市北部地区>

【改定運賃】 2019年10月1日～

【現行運賃】

普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃	
運賃	540円	241m80円	1分30秒80円

	時間制運賃 (30分)
運賃	2,250円

普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃	
運賃	530円	245m80円	1分30秒80円

	時間制運賃 (30分)
運賃	2,210円

大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃	
運賃	570円	195m80円	1分15秒80円

	時間制運賃 (30分)
運賃	2,620円

大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃	
運賃	560円	199m80円	1分15秒80円

	時間制運賃 (30分)
運賃	2,570円

特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃	
運賃	600円	177m80円	1分5秒80円

	時間制運賃 (30分)
運賃	2,880円

特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.2km)	加算運賃	
運賃	590円	180m80円	1分5秒80円

	時間制運賃 (30分)
運賃	2,830円

<大津市地区>

【改定運賃】 2019年10月1日～

現行運賃

普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3 k m)	加算運賃	
運賃	540 円	230m80 円	1 分 25 秒 80 円

	時間制運賃 (30 分)
運賃	2,250 円

普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3 k m)	加算運賃	
運賃	530 円	234m80 円	1 分 25 秒 80 円

	時間制運賃 (30 分)
運賃	2,210 円

大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3 k m)	加算運賃	
運賃	570 円	199m80 円	1 分 15 秒 80 円

	時間制運賃 (30 分)
運賃	2,670 円

大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3 k m)	加算運賃	
運賃	560 円	203m80 円	1 分 15 秒 80 円

	時間制運賃 (30 分)
運賃	2,620 円

特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3 k m)	加算運賃	
運賃	600 円	182m80 円	1 分 10 秒 80 円

	時間制運賃 (30 分)
運賃	2,980 円

特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 (1.3 k m)	加算運賃	
運賃	590 円	185m80 円	1 分 10 秒 80 円

	時間制運賃 (30 分)
運賃	2,930 円

※滋賀県内の大津市地区以外の運賃は北部地区の運賃となります。

現行の自動認可運賃等の初乗運賃額に 110/108 を乗じて 10 円単位に四捨五入した額を改定初乗運賃額とするとともに、改定による増収が事業収入全体で 110/108 の範囲内となるよう調整して改定加算距離を設定しております。

3. 本件に関するお客さまからのお問合せ先

近江タクシー株式会社 業務部

TEL.0749-23-8016 (平日 8 : 30~17 : 40)

以 上